

## 令和四年経済産業省令第十五号

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十九号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理制度別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理制度を次のように制定する。
第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次にいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあつては、第一号から第六十号までに該当するいづれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第六十一号から第一百一号までに該当するいづれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。	第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」といいう。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次にいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあつては、第一号から第六十号までに該当するいづれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第六十一号から第一百一号までに該当するいづれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。
一 アセチレン	一 アセチレン
二 アセトン	二 アセトン
三 アンチモン	三 アンチモン
四 ベンズアルデヒド	四 ベンズアルデヒド
五 ベンゾイン	五 ベンゾイン
六 塩素	六 塩素
七 ジシクロヘキシルアミン	七 ジシクロヘキシルアミン
八 エチレン	八 エチレン
九 酸化エチレン	九 酸化エチレン
十 フルオロアパタイト	十 フルオロアパタイト
十一 硫化水素	十一 硫化水素
十二 マンデル酸	十二 マンデル酸
十三 クロロメタン（別名塩化メチル）	十三 クロロメタン（別名塩化メチル）
十四 ヨウ化メチル	十四 ヨウ化メチル
十五 メチルメルカバタン	十五 メチルメルカバタン
十六 エチレングリコール（別名エタノジオール）	十六 エチレングリコール（別名エタノジオール）
十七 シュウ酸ジクロリド（別名塩化オキサリル）	十七 シュウ酸ジクロリド（別名塩化オキサリル）
十八 硫化カリウム	十八 硫化カリウム
十九 チオシアノ酸カリウム	十九 チオシアノ酸カリウム
二十 塩化チオスホリル	二十 塩化チオスホリル
二十一 亜リノ酸トリイソブチル	二十一 亜リノ酸トリイソブチル
二十二 次亜塩素酸ナトリウム	二十二 次亜塩素酸ナトリウム
二十三 三酸化硫黄	二十三 三酸化硫黄
二十四 黄りん	二十四 黄りん
二十五 赤りん	二十五 赤りん
二十六 メタノール	二十六 メタノール
二十七 エタノール	二十七 エタノール
二十八 一ブタノール	二十八 一ブタノール
二十九 二一ブタノール	二十九 二一ブタノール
三十 イソブタノール	三十 イソブタノール
三十一 ターシヤリーブタノール	三十一 ターシヤリーブタノール
三十二 シクロヘキサンオール	三十二 シクロヘキサンオール
三十三 水銀	三十三 水銀
三十四 硫酸バリウム	三十四 硫酸バリウム
三十五 塩化バリウム	三十五 塩化バリウム
三十六 三・三・ジメチル一一ブテン	三十六 三・三・ジメチル一一ブテン
三十七 ピバルアルデヒド	三十七 ピバルアルデヒド
三十八 一・クロロ一二・二・ジメチルプロパン	三十八 一・クロロ一二・二・ジメチルプロパン
三十九 二・メチルブテン	三十九 二・メチルブテン
四十 二・クロロ一・三・メチルブタン	四十 二・クロロ一・三・メチルブタン
四十一 ピナコール	四十一 ピナコール
四十二 二・メチル一一ブテン	四十二 二・メチル一一ブテン
四十三 ブチルリチウム	四十三 ブチルリチウム
四十四 メチルマグネシウムブロミド	四十四 メチルマグネシウムブロミド
四十五 ホルムアルデヒド	四十五 ホルムアルデヒド
四十六 ジエタノールアミン	四十六 ジエタノールアミン
四十七 炭酸ジメチル	四十七 炭酸ジメチル
四十八 メチルジエタノールアミン塩酸塩	四十八 メチルジエタノールアミン塩酸塩
四十九 ジエチルアミン塩酸塩	四十九 ジエチルアミン塩酸塩
五十 ジイソブロピルアミン塩酸塩	五十 ジイソブロピルアミン塩酸塩
五十一 三・キヌクリジン塩酸塩	五十一 三・キヌクリジン塩酸塩
五十二 (R)一・三・キヌクリジノール塩酸塩	五十二 (R)一・三・キヌクリジノール塩酸塩
五十三 N・N・ジエチルアミノエタノール塩酸塩	五十三 N・N・ジエチルアミノエタノール塩酸塩
五十四 三・キヌクリジノール塩酸塩	五十四 三・キヌクリジノール塩酸塩
五十五 アンモニア	五十五 アンモニア
五十六 炭化カルシウム（別名カーバイド）	五十六 炭化カルシウム（別名カーバイド）
五十七 一酸化炭素	五十七 一酸化炭素
五十八 塩化水素	五十八 塩化水素
五十九 硫黄	五十九 硫黄
六十 二酸化硫黄	六十 二酸化硫黄
六十一 三塩化アルミニウム	六十一 三塩化アルミニウム
六十二 ジクロロメタン（別名二塩化メチレ	六十二 ジクロロメタン（別名二塩化メチレ
六十三 N・N・ジメチルアニリン	六十三 N・N・ジメチルアニリン
六十四 臭化イソブロピル	六十四 臭化イソブロピル
六十五 イソブロピルエーテル	六十五 イソブロピルエーテル
六十六 イソブロピルアミン	六十六 イソブロピルアミン
六十七 臭化カリウム	六十七 臭化カリウム
六十八 ピリジン	六十八 ピリジン
六十九 臭化ナトリウム	六十九 臭化ナトリウム
七十 金属ナトリウム	七十 金属ナトリウム
七十一 トリブチルアミン	七十一 トリブチルアミン
七十二 トリエチルアミン	七十二 トリエチルアミン
七十三 トリメチルアミン	七十三 トリメチルアミン
七十四 ヒ素	七十四 ヒ素
七十五 三酸化二ヒ素	七十五 三酸化二ヒ素
七十六 ビス(二クロロエチル)	七十六 ビス(二クロロエチル)
七十七 ビス(二クロロエチル)	七十七 ビス(二クロロエチル)
七十八 ベンジル	七十八 ベンジル
七十九 一・ブロモ一二・クロロエタン	七十九 一・ブロモ一二・クロロエタン
八十 ジエチルエーテル	八十 ジエチルエーテル
八十一 ジメチルエーテル	八十一 ジメチルエーテル
八十二 N・N・ジメチルアミノエタノール	八十二 N・N・ジメチルアミノエタノール
八十三 一・ニ・ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	八十三 一・ニ・ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
八十四 エチレンジクロールモノメチルエーテル	八十四 エチレンジクロールモノメチルエーテル
八十五 ブロモエタン（別名臭化エチル）	八十五 ブロモエタン（別名臭化エチル）
八十六 エチレンジクロールモノメチルエーテル	八十六 エチレンジクロールモノメチルエーテル
八十七 クロロエタン（別名塩化エチル）	八十七 クロロエタン（別名塩化エチル）
八十八 エチルアミン	八十八 エチルアミン
八十九 ヘキサメチレンテラミン	八十九 ヘキサメチレンテラミン
九十 イソブロパノール	九十 イソブロパノール
九十一 メチルアミン	九十一 メチルアミン
九十二 プロモメタタン	九十二 プロモメタタン
九十三 ニトロメタタン	九十三 ニトロメタタン
九十四 ピクリン酸	九十四 ピクリン酸
九十五 二・メチルキノリン	九十五 二・メチルキノリン
九十六 亜リン酸トリブチル	九十六 亜リン酸トリブチル
九十七 トリス(二・クロロエチル)アミン塩	九十七 トリス(二・クロロエチル)アミン塩

第二条 輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次にいずれかに該当するものとする。	第二条 輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次にいずれかに該当するものとする。
一 反応器であつて、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもの	一 反応器であつて、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもの
二 貯蔵容器であつて、容量が〇・一立方メートルを超えるもの	二 貯蔵容器であつて、容量が〇・一立方メートルを超えるもの
三 熱交換器及び凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの	三 熱交換器及び凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの
四 蒸留塔及び吸収塔であつて、塔の内径が〇・一メートルを超えるもの	四 蒸留塔及び吸収塔であつて、塔の内径が〇・一メートルを超えるもの
五 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いるよう設計されたもの	五 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いるよう設計されたもの
六 軸封をしたポンプ及びシールレスポンプである弁であつて、呼び径が一〇A超であるもの	六 軸封をしたポンプ及びシールレスポンプである弁であつて、呼び径が一〇A超であるもの
七 あつて、最高規定吐出量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの	七 あつて、最高規定吐出量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの
八 真空ポンプであつて、最高規定吐出量が一時間につき一立方メートルを超えるもの並びにその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラ、ローター及びジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいづれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	八 真空ポンプであつて、最高規定吐出量が一時間につき一立方メートルを超えるもの並びにその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラ、ローター及びジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいづれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
九 リジン-四カルボン酸メチルエステル（別名メチルブチエンタニル）及びその塩類	九 リジン-四カルボン酸メチルエステル（別名メチルブチエンタニル）及びその塩類
十 ポリビニルアセテート	十 ポリビニルアセテート
十一 ポリビニルアセタート	十一 ポリビニルアセタート
十二 ポリビニルアセテート	十二 ポリビニルアセテート
十三 ポリビニルアセタート	十三 ポリビニルアセタート
十四 ポリビニルアセテート	十四 ポリビニルアセテート
十五 ポリビニルアセタート	十五 ポリビニルアセタート
十六 ポリビニルアセタート	十六 ポリビニルアセタート
十七 ポリビニルアセタート	十七 ポリビニルアセタート
十八 ポリビニルアセタート	十八 ポリビニルアセタート
十九 ポリビニルアセタート	十九 ポリビニルアセタート
二十 ポリビニルアセタート	二十 ポリビニルアセタート
二十一 ポリビニルアセタート	二十一 ポリビニルアセタート
二十二 ポリビニルアセタート	二十二 ポリビニルアセタート
二十三 ポリビニルアセタート	二十三 ポリビニルアセタート
二十四 ポリビニルアセタート	二十四 ポリビニルアセタート
二十五 ポリビニルアセタート	二十五 ポリビニルアセタート
二十六 ポリビニルアセタート	二十六 ポリビニルアセタート
二十七 ポリビニルアセタート	二十七 ポリビニルアセタート
二十八 ポリビニルアセタート	二十八 ポリビニルアセタート
二十九 ポリビニルアセタート	二十九 ポリビニルアセタート
三十 ポリビニルアセタート	三十 ポリビニルアセタート
三十一 ポリビニルアセタート	三十一 ポリビニルアセタート
三十二 ポリビニルアセタート	三十二 ポリビニルアセタート
三十三 ポリビニルアセタート	三十三 ポリビニルアセタート
三十四 ポリビニルアセタート	三十四 ポリビニルアセタート
三十五 ポリビニルアセタート	三十五 ポリビニルアセタート
三十六 ポリビニルアセタート	三十六 ポリビニルアセタート
三十七 ポリビニルアセタート	三十七 ポリビニルアセタート
三十八 ポリビニルアセタート	三十八 ポリビニルアセタート
三十九 ポリビニルアセタート	三十九 ポリビニルアセタート
四十 ポリビニルアセタート	四十 ポリビニルアセタート
四十一 ポリビニルアセタート	四十一 ポリビニルアセタート
四十二 ポリビニルアセタート	四十二 ポリビニルアセタート
四十三 ポリビニルアセタート	四十三 ポリビニルアセタート
四十四 ポリビニルアセタート	四十四 ポリビニルアセタート
四十五 ポリビニルアセタート	四十五 ポリビニルアセタート
四十六 ポリビニルアセタート	四十六 ポリビニルアセタート
四十七 ポリビニルアセタート	四十七 ポリビニルアセタート
四十八 ポリビニルアセタート	四十八 ポリビニルアセタート
四十九 ポリビニルアセタート	四十九 ポリビニルアセタート
五十 ポリビニルアセタート	五十 ポリビニルアセタート
五十一 ポリビニルアセタート	五十一 ポリビニルアセタート
五十二 ポリビニルアセタート	五十二 ポリビニルアセタート
五十三 ポリビニルアセタート	五十三 ポリビニルアセタート
五十四 ポリビニルアセタート	五十四 ポリビニルアセタート
五十五 ポリビニルアセタート	五十五 ポリビニルアセタート
五十六 ポリビニルアセタート	五十六 ポリビニルアセタート
五十七 ポリビニルアセタート	五十七 ポリビニルアセタート
五十八 ポリビニルアセタート	五十八 ポリビニルアセタート
五十九 ポリビニルアセタート	五十九 ポリビニルアセタート
六十 ポリビニルアセタート	六十 ポリビニルアセタート
六十一 ポリビニルアセタート	六十一 ポリビニルアセタート
六十二 ポリビニルアセタート	六十二 ポリビニルアセタート
六十三 ポリビニルアセタート	六十三 ポリビニルアセタート
六十四 ポリビニルアセタート	六十四 ポリビニルアセタート
六十五 ポリビニルアセタート	六十五 ポリビニルアセタート
六十六 ポリビニルアセタート	六十六 ポリビニルアセタート
六十七 ポリビニルアセタート	六十七 ポリビニルアセタート
六十八 ポリビニルアセタート	六十八 ポリビニルアセタート
六十九 ポリビニルアセタート	六十九 ポリビニルアセタート
七十 ポリビニルアセタート	七十 ポリビニルアセタート
七十一 ポリビニルアセタート	七十一 ポリビニルアセタート
七十二 ポリビニルアセタート	七十二 ポリビニルアセタート
七十三 ポリビニルアセタート	七十三 ポリビニルアセタート
七十四 ポリビニルアセタート	七十四 ポリビニルアセタート
七十五 ポリビニルアセタート	七十五 ポリビニルアセタート
七十六 ポリビニルアセタート	七十六 ポリビニルアセタート
七十七 ポリビニルアセタート	七十七 ポリビニルアセタート
七十八 ポリビニルアセタート	七十八 ポリビニルアセタート
七十九 ポリビニルアセタート	七十九 ポリビニルアセタート
八十 ポリビニルアセタート	八十 ポリビニルアセタート
九十一 ポリビニルアセタート	九十一 ポリビニルアセタート
九十二 ポリビニルアセタート	九十二 ポリビニルアセタート
九十三 ポリビニルアセタート	九十三 ポリビニルアセタート
九十四 ポリビニルアセタート	九十四 ポリビニルアセタート
九十五 ポリビニルアセタート	九十五 ポリビニルアセタート
九十六 ポリビニルアセタート	九十六 ポリビニルアセタート
九十七 ポリビニルアセタート	九十七 ポリビニルアセタート
九十八 ポリビニルアセタート	九十八 ポリビニルアセタート
九十九 ポリビニルアセタート	九十九 ポリビニルアセタート
一百 ポリビニルアセタート	一百 ポリビニルアセタート
一百一 ポリビニルアセタート	一百一 ポリビニルアセタート
一百二 ポリビニルアセタート	一百二 ポリビニルアセタート
一百三 ポリビニルアセタート	一百三 ポリビニルアセタート
一百四 ポリビニルアセタート	一百四 ポリビニルアセタート
一百五 ポリビニルアセタート	一百五 ポリビニルアセタート
一百六 ポリビニルアセタート	一百六 ポリビニルアセタート
一百七 ポリビニルアセタート	一百七 ポリビニルアセタート
一百八 ポリビニルアセタート	一百八 ポリビニルアセタート
一百九 ポリビニルアセタート	一百九 ポリビニルアセタート
一百二十 ポリビニルアセタート	一百二十 ポリビニルアセタート
一百二十一 ポリビニルアセタート	一百二十一 ポリビニルアセタート
一百二十二 ポリビニルアセタート	一百二十二 ポリビニルアセタート
一百二十三 ポリビニルアセタート	一百二十三 ポリビニルアセタート
一百二十四 ポリビニルアセタート	一百二十四 ポリビニルアセタート
一百二十五 ポリビニルアセタート	一百二十五 ポリビニルアセタート
一百二十六 ポリビニルアセタート	一百二十六 ポリビニルアセタート
一百二十七 ポリビニルアセタート	一百二十七 ポリビニルアセタート
一百二十八 ポリビニルアセタート	一百二十八 ポリビニルアセタート



ハ コイルの定格最大電流密度が三〇〇アンペア毎平方ミリメートルを超えるもの又は定格磁束密度が八テスラを超えるもの

イ 十二 電磁エネルギーを貯蔵するための装置のうち、超電導材料を用いたものであつて、次のいから二までの全てに該当するもの

ロ 一 使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用できるように特に設計したもの

ハ ロ 口 共振周波数が一メガヘルツを超えるものの貯蔵されるエネルギー密度が一メガジュール毎立方メートル以上のもの

ニ エネルギー放出時間が一ミリ秒未満のもの

十三 セラミック及び金属構造の水素又は水素同位体サイラストロンであつて、ビーケ電流が五〇〇アンペア以上のもの

十四 十四 化合物半導体を用いたデジタル方式の集積回路であつて、等価ゲート数が二入力ゲート換算で三〇〇を超えるもの

十五 十五 太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル及び太陽光アレーであつて、宇宙用に設計したもの

二 第五条 輸出令別表第二の三第一号(2)に掲げたる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子式の試験装置

二 計測用のデジタル磁気テープ記録装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一 装置間の最大転送速度が、六〇メガビット毎秒を超えるものであつて、ヘリカル走査技術を用いたもの

ロ ハ 宇宙用に設計したもの

三 デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を変換して計測用のデジタル磁気テープ記録装置として使用できるよう設計した装置であつて、装置間の最大転送速度が六〇メガビット毎秒を超えるもの

四 アナログ方式のオシロスコープ及びその部品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ アナログ方式のオシロスコープであつて、帯域幅が一ギガヘルツ以上のもの

ロ ハ 帯域幅が四ギガヘルツ以上もの

五 繰り返し現象を分析するためのアナログ方式のサンプリングオシロスコープであつて、実効帯域幅が四ギガヘルツを超えるもの

六 アナログデジタル変換技術を有するデジタル方式のオシロスコープ及び波形記憶装置であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 単発の入力信号を一ナノ秒未満の間隔で連続してサンプリングできるように設計したもの

ハ 分解能がハビット以上のもの

二五六以上のサンプルを記録することができるもの

第六条 輸出令別表第一の三第二号（3）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 周波数変換器であつて、三〇〇ヘルツから六〇〇ヘルツの周波数範囲で動作するもの

二 質量分析計

三 フラッシュ放電型のエックス線装置及びそのために設計したパルス電源装置の部分品

四 パルス増幅器

五 遅延時間の発生又は時間間隔の測定のために装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ デジタル方式の遅延時間の発生のための装置であつて、時間間隔が一マイクロ秒以上で、五〇ナノ秒以下の分解能を有するもの

ロ 三以上のマルチチャネル又はモジュール式の時間間隔の測定のための装置及びクロノメータであつて、時間間隔が一マイクロ秒以上で、五〇ナノ秒以下の分解能を有するもの

六 クロマトグラフ及び分光計

第七条 輸出令別表第一の三第二号（4）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外國為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までに該当するもの並びにこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置

(一) 第十八号に該当する貨物の製造用の装置  
 (二) III-V族及びII-VI族の半導体物質  
 (貨物等省令第六条第十八号から第二十  
 三号までのいずれかに該当するものに限  
 る。)の製造のために特に設計した装置  
 (三) に該当するものを除く。)

(三) 結晶の引上げ装置及び炉であつて、次  
 のいずれかに該当するもの  
 1 アニール装置及び再結晶のための裝  
 置(定温炉を除く。)であつて、○・  
 ○・○五平方メートル毎分を超える速度  
 でウエハーを処理できるエネルギー移  
 動率を有するもの  
 2 プログラム内蔵方式の結晶の引上げ  
 装置であつて、次のいずれかに該当す  
 るもの  
 一 填できるもの  
 二 ○・二五メガパスカルを超える圧  
 力で動作するもの  
 三 引き上げができる結晶の直  
 径が一〇〇ミリメートルを超える庄  
 もの

(四) プログラム内蔵方式のエピタキシャル  
 成長装置であつて、次のいずれかに該当  
 するもの  
 1 二〇〇ミリメートル以上にわたり厚  
 さの許容差の絶対値が二・五パーセン  
 ト未満となるシリコン膜を形成できる  
 もの  
 2 ウエハー全体にわたり厚さの許容差  
 の絶対値が三・五パーセント以下とな  
 るシリコン膜以外の膜を形成できる  
 もの  
 3 処理中にウエハーを回転できるもの  
 分子線エピタキシャル成長装置

(五) 真空環境でウエハーを搬送するため  
 特に設計したロードロッカ機能を備え、  
 速拡散のために特に設計した装置であつ  
 て、次のいずれかに該当するもの  
 グ装置

(六) イオン注入、イオン増速拡散又は光增  
 速拡散のために特に設計した装置であつ  
 て、次のいずれかに該当するもの

(八) パターン形成を行うことができるもの

- 1 ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの
- 2 ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したもの
- 3 加熱した基板に酸素を注入できるもの

(九) プログラム内蔵方式の異方性ドライエッティング用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 バッチ方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
  - 1 終点検知機能を有するもの（発光分光式のものを除く。）
  - 2 反応炉のエッティング圧力が二六・六六パスカル以下のもの
  - 3 単一ウエハー方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
    - 1 終点検知機能を有するもの（発光分光式のものを除く。）
    - 2 反応炉のエッティング圧力が二六・六六パスカル以下のもの
    - 3 カセツットツウカセツット機能及びロードロツク式のウエハー搬送機能を有するもの
- 2 半導体素子製造用の化学的気相成長装置のうち、酸化物、窒化物、金属又は多結晶シリコンを堆積させることができるものであつて、次のいずれかに該当するもの
  - 1 ○ 一メガパスカル未満の圧力で動作するもの
  - 2 プラズマ増殖型のものであつて、六〇パスカル未満の圧力で動作するもの並びに自動カセツットツウカセツット機能及びロードロツク式のウエハー搬送機能を有するもの
  - 3 マスク、レチクル又は半導体素子の製造用に特に設計又は改造した電子ビーム装置であつて、次のいずれかに該当するもの
    - 1 電子ビームを静電偏向させることができるもの

(二)	2 非ガウス形の電子ビーム形状を形成することができるもの
3 デジタルからアナログへの変換速度が三メガヘルツを超えるもの	3 デジタルからアナログへの変換速度が三メガヘルツを超えるもの
4 デジタルからアナログへの変換精度が一二ビットを超えるもの	4 デジタルからアナログへの変換精度が一二ビットを超えるもの
5 目標に対するビームの位置決めをファイードバック方式により行うものであつて、位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル以下のもの	5 目標に対するビームの位置決めをファイードバック方式により行うものであつて、位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル以下のもの
ウエハーの表面仕上げ装置であつて、次のいずれかに該当するもの	ウエハーの表面仕上げ装置であつて、次のいずれかに該当するもの
1 一二〇マイクロメートルより薄いウエハーの裏面を加工し、かつ、加工後のウエハーを剥離することができるよう特に設計したもの	1 一二〇マイクロメートルより薄いウエハーの裏面を加工し、かつ、加工後のウエハーを剥離することができるよう特に設計したもの
2 加工されたウエハーの表面粗さを、二シングマ値で二マイクロメートル以下に仕上げるために特に設計した装置单一又は複数の真空チャンバーを搭載した相互接続用の装置であつて、本条に該当する装置を統合するよう特に設計したもの	2 加工されたウエハーの表面粗さを、二シングマ値で二マイクロメートル以下に仕上げるために特に設計した装置单一又は複数の真空チャンバーを搭載した相互接続用の装置であつて、本条に該当する装置を統合するよう特に設計したもの
レーザー光を使用したモノリシック集積回路の修理又はトリミング用のプログラマ内蔵方式の装置であつて、次のいずれかに該当するもの	レーザー光を使用したモノリシック集積回路の修理又はトリミング用のプログラマ内蔵方式の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
メートル未満のもの	メートル未満のもの
2 照射面の直径(切り溝幅)が三マイクロメートル未満のもの	2 照射面の直径(切り溝幅)が三マイクロメートル未満のもの
(一) マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)	(一) マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)
1 第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの	1 第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの
2 次の一及び二に該当するもの	2 次の一及び二に該当するもの
一 設計寸法が二・五マイクロメートル以上のもの	一 設計寸法が二・五マイクロメートル以上のもの
二 製造用の装置又はソフトウェアによって使用目的を変更することがあるもの	二 製造用の装置又はソフトウェアによって使用目的を変更することがあるもの

(二)	きる特別な性質を有さないものとして設計したもの
マスク基板であつて、次のいずれかに該当するもの	マスク基板であつて、次のいずれかに該当するもの
寸法が一二五ミリメートル四方を超えるもの	寸法が一二五ミリメートル四方を超えるもの
半導体素子又は集積回路のCADプログラムを動作させるために特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)	半導体素子又は集積回路のCADプログラムを動作させるために特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)
2 エックス線マスク用に特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)	2 エックス線マスク用に特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)
(三)	もの
1 半導体素子又は集積回路のCADプログラムを動作させるために特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)	1 半導体素子又は集積回路のCADプログラムを動作させるために特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)
2 エックス線マスク用に特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)	2 エックス線マスク用に特に設計した装置(汎用の電子計算機を除く。)
(四)	もの
マスク又はレチクル製造用の装置及びその附属品であつて、次のいずれかに該当するもの	マスク又はレチクル製造用の装置及びその附属品であつて、次のいずれかに該当するもの
1 光学方式によるステップアンドリピート方式の露光装置であつて、次のいずれかに該当するもの	1 光学方式によるステップアンドリピート方式の露光装置であつて、次のいずれかに該当するもの
2 一〇〇ミリメートル四方を超える範囲に連続してバターンを焼き付けることができるもの	2 一〇〇ミリメートル四方を超える範囲に連続してバターンを焼き付けることができるもの
3 二・五マイクロメートル未満の線幅を基板上のフォトレジストに焼き付けることができるもの	3 二・五マイクロメートル未満の線幅を基板上のフォトレジストに焼き付けることができるもの
4 光源の波長が四〇〇ナノメートル未満のもの	4 光源の波長が四〇〇ナノメートル未満のもの
5 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの	5 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの
6 プログラム内蔵方式のダイボンダーであるものが、一〇マイクロメートル未満のもの	6 プログラム内蔵方式のダイボンダーであるものが、一〇マイクロメートル未満のもの
7 パッケージのキャップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの	7 パッケージのキャップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
8 マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダーワークマスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)	8 マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダーワークマスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)
(五)	もの
1 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの	1 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの
2 縦軸及び横軸に沿つて三七・五ミリメートルを超えた移動ができるステップライフイ用いたマスク又はレチクル製造用の装置であるが、一〇マイクロメートル未満のもの	2 縦軸及び横軸に沿つて三七・五ミリメートルを超えた移動ができるステップライフイ用いたマスク又はレチクル製造用の装置であるが、一〇マイクロメートル未満のもの
3 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの	3 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
4 每分一パッケージ以上処理できるもの	4 每分一パッケージ以上処理できるもの
5 貨物等省令第六条第一号から第八号の四までに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したものの	5 貨物等省令第六条第一号から第八号の四までに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したものの

(一)	もののうち、次のいずれかに該当するもの
1 二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの	1 二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
2 位置決め精度の絶対値が〇・七五マイクロメートル以下のもの	2 位置決め精度の絶対値が〇・七五マイクロメートル以下のもの
3 ウエハー製造用の露光装置であつて、次のいずれかに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したものの	3 ウエハー製造用の露光装置であつて、次のいずれかに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したものの

(二)	二 空気中における径が〇・三マイクロメートル以下の粒子の数を〇・〇二八三三立方メートル当たり一〇個以下とするもの
1 二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの	1 二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
2 位置決め精度の絶対値が〇・一五マイクロメートル未満のもの	2 位置決め精度の絶対値が〇・一五マイクロメートル未満のもの
3 機械間の重ね合わせ精度の絶対値が〇・三マイクロメートル以上のもの	3 機械間の重ね合わせ精度の絶対値が〇・三マイクロメートル以上のもの
4 ○・三マイクロメートル未満のもの	4 ○・三マイクロメートル未満のもの
5 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの	5 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの
6 プログラム内蔵方式のダイボンダーであるものが、一〇マイクロメートル未満のもの	6 プログラム内蔵方式のダイボンダーであるものが、一〇マイクロメートル未満のもの
7 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの	7 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
8 マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダーワークマスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)	8 マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダーワークマスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)
(三)	の材料
1 第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置	1 第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置
2 ハイブリッド集積回路並びにこれらの組立用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの	2 ハイブリッド集積回路並びにこれらの組立用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
3 プログラム内蔵方式のダイボンダーであるが、一〇マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの	3 プログラム内蔵方式のダイボンダーであるが、一〇マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
4 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの	4 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの
5 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの	5 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
6 マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダーワークマスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)	6 マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダーワークマスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のものうち、次のいずれかに該当するものを除く。) (二) 完成したマスク及びレチクル(次のいずれかに該当するものを除く。)
(四)	の測定用に特に設計したもの
1 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの	1 ハイブリッド集積回路のため特に設計したもの
2 縦軸及び横軸に沿つて三七・五ミリメートルを超えた移動ができるステップライフイ用いたマスク又はレチクル製造用の装置であるが、一〇マイクロメートル未満のもの	2 縦軸及び横軸に沿つて三七・五ミリメートルを超えた移動ができるステップライフイ用いたマスク又はレチクル製造用の装置であるが、一〇マイクロメートル未満のもの
3 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの	3 パッケージのキヤップを当該パッケージのキヤップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
4 每分一パッケージ以上処理できるもの	4 每分一パッケージ以上処理できるもの
5 貨物等省令第六条第一号から第八号の四までに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したものの	5 貨物等省令第六条第一号から第八号の四までに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したものの

(一) 半導体素子及びパッケージに封入され  
て、よくダイの試験用ニットを設けて之

(二) で試験ができるもの

集積回路及びその組立品の試験用に特に設計したもののうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次のいずれかに該当する試験ができるもの

- 1 一二〇メガヘルツを超えるパーソナルコンピューターで実施するもの
- 2 一二〇メガヘルツ超一二〇メガヘルツ以

(一) できるように特に設計した多機能式の集束イオンビーム装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次の(二)及び(三)に該当するもの

(二) (一)目標に対するビームの位置決めをファーディバック方式により行うものであつて、位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル以下のもの

(三) レーザー発振器を用いた粒度測定装置で、空気中の粒子の径及び分布を測定するもの

たデジタル電子計算機の附属装置であつて、データ転送速度が八〇メガバイト毎秒を超えるもの。

七 アナログデジタル変換器が組み込まれたハイブリッド電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品であつて、次のイ及びロに該当するもの。

イ チャネル数が三二以上のもの

ロ 符号ビットを除いた分解能が一四ビット以上るものであつて、変換速度が一〇〇〇〇回毎秒以上のもの

(五) (四) (三) コヒーレント伝送方式を用いたもの  
光波長多重化技術を用いたもの  
レーザー光を增幅する機能を有する  
もの  
無線送信機及び無線受信機であつて、次  
のいずれかに該当するもの  
(一) 人工衛星と地上局間で使用するもので  
あつて、三一ギガヘルツを超える周波数  
で動作するもの  
(二) (二) 以外の用途に使用するものであ  
つて、二六・五ギガヘルツを超える周波数

Digitized by srujanika@gmail.com

(三) 下のバターンレーテで実施するものであつて、端子数が六人を超えるパッケージを対象とするもの

一、二〇〇ナノメートルを超える波長でフォーカルプレーンアレーの性能を評価するために特に設計したもののうち、電子計算機による評価又はプログラム蔵方式による評価を用いるものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 直径〇・一二ミリメートル未満の走査光ビーム、用ひらる。

(一) ○・〇・二八三三立方メートル毎分以上  
の流速で○・二マイクロメートル以下の  
粒子径を測定できるもの

(二) 國際標準化機構が定めた規格（以下  
「國際規格」という。）ISO一四六四四  
—一で定めるクラス四又はそれ以上の空  
氣清淨度を測定できるもの

輸出令別表第二の三第二号（6）に掲げ  
るためには設計したもののうち、次の  
(一) 及び(二)に該当するもの

は、次のいずれかに該当するものとする。  
一 通信装置であつて、一二四度を超える温度で使用できるよう  
又は零下五四度より低い温度で使用できるよ  
うに特に設計したもの  
二 伝送通信装置並びにその部分品及び附属品  
であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ デジタル技術（アナログ信号をデジタル  
信号に変換するものを含む。）を用いた装  
置であつて、最高位多重化レベルにおいて  
四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は  
九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度

(三) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒を超えるものであつて、四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(四) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒以下のものであつて、一六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(五) 直交振幅変調技術以外のデジタル変調技術を用いたものであつて、スペクトラム効率が三ビット毎秒毎ヘルツを超えるもの

2 光度性能パラメータの計測用及び  
波数応答、変調伝達関数、応答の均  
一度又はノイズの評価用に設計した  
もの

3 縦三三ライン画素、横三三ライン画

(一) ○・○二八三三立方メートル毎分以上の  
粒子径を測定できるもの

(二) 国際標準化機構が定めた規格（以下  
「国際規格」という。）ISO一四六四四  
一一で定めるクラス四又はそれ以上の空  
気清浄度を測定できるもの

輸出令別表第二の三第二号（6）に掲げ  
る貨物であつて、経済産業省令で定めるもの  
は、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートル  
までの波長の光で使用するようによく最適化した  
ホジ型レジストとする。

一 は、次のいずれかに該当するものとする。  
二 通信装置であって、一二四度を超える温度で使用できる上  
又は零下五四度より低い温度で使用できる上  
うに特に設計したもの

三 伝送通信装置並びにその部分品及び附属品  
であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ デジタル技術（アナログ信号をデジタル  
信号に変換するものを含む。）を用いた装  
置であつて、最高位多重化レベルにおいて  
四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は  
九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度  
で使用できるように設計したもの

四 九、六〇〇ビット毎秒を超えるデータ信  
号速度で使用できるモデム

ハ デジタル伝送方式を用いた装置のうち、  
プログラム内蔵方式による回線の切替え機能  
を有するものであつて、一ポート当たり

(三) 数で動作するもの

(四) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒  
を超えるものであつて、四値を超える直  
交振幅変調技術を用いたもの

(五) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒  
以下のものであつて、一六値を超える直  
交振幅変調技術を用いたもの

(六) 直交振幅変調技術以外のデジタル変調  
技術を用いたものであつて、スペクトラ  
ム効率が三ビット毎秒毎ヘルツを超える  
もの

一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ  
以下の周波数範囲で使用できるもの  
のうち、適応型の干渉信号抑圧技術を用  
いたものであつて、干渉信号を一五デシ

素を超える画像を生成することができ  
るアレーを評価するために設計した  
もの

(一) ○・○二八三三立方メートル毎分以上の流速で○・二マイクロメートル以下の粒子径を測定できるもの

(二) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO一四六四四一一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの

九条 輸出令別表第二の三第二号（6）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するようによ最適化したホジ型レジストとする。

十条 輸出令別表第二の三第二号（7）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品であつて、七〇度超の温度まで使用できるよう設計したもの

一 信号処理又は画像強調のための装置を組み

は、次のいずれかに該当するものとする。

二 通信装置であつて、一二四度を超える温度で使用できる上又は零下五四度より低い温度で使用できる上うに特に設計したもの

二 伝送通信装置並びにその部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものイ デジタル技術（アナログ信号をデジタル信号に変換するものを含む。）を用いた装置であつて、最高位多重化レベルにおいて四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用できるよう設計したもの

口 九、六〇〇ビット毎秒を超えるデータ信号速度で使用できるモード

ハ デジタル伝送方式を用いた装置のうちちプロ gramm 内蔵方式による回線の切替え機能を有するものであつて、「ポート当たり八・五メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるもの

(一) 次のいずれかを組み込んだ装置

二 三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるローカルアリアネットワーク

(三) 数で動作するもの

総合伝送速度が八・五メガビット毎秒を超えるものであつて、四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(四) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒以下のものであつて、一六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(五) 直交振幅変調技術以外のデジタル変調技術を用いたものであつて、スペクトラム効率が三ビット毎秒毎ヘルツを超えるもの

(六)

- 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用できるもののうち、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたものであつて、干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧することができるよう設計したもの
- 電子式交換装置及びその附属装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品又付属品

通電状態の半導体素子を非接触のプローブで検査するためのもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) ビームブランкиング又は検出器を用いたストロボ機能を有するもの

(一) ○・○二八三三立方メートル毎分以上の流速で○・二マイクロメートル以下の粒子径を測定できるもの

(二) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO一四六四四一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの

輸出令別表第二の三第二号（6）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、一九三三ノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するようによ適化したホジ型レジストとする。

十条 輸出令別表第二の三第二号（7）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部品であつて、七〇度超の温度まで使用できるよう設計したもの

一 信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

(二) 及び(二)に該当するもの

するためには設計したものうち、次

は、次のいずれかに該当するものとする。

一 通信装置であつて、一二四度を超える温度又は零下五四度より低い温度で使用できる上に特に設計したもの

二 伝送通信装置並びにその部品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ デジタル技術（アナログ信号をデジタル信号に変換するものを含む。）を用いた装置であつて、最高位多重化レベルにおいて四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用できるように設計したもの

ロ 九、六〇〇ビット毎秒を超えるデータ信号速度で使用できるモデル

ハ デジタル伝送方式を用いた装置のうち、プログラム内蔵方式による回線の切替え機能を有するものであつて、一ポート当たり八・五メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるもの

二 次のいずれかを組み込んだ装置

(一) 三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるローカルエリアネットワーク用の装置及びそれに関連する共通の媒体

(二) 通信回路側のデータ信号速度が一回線当たり六四キロビット毎秒を超える通信制御装置

レザーフラッシャーを用いたものであつて、

(三) 数で動作するもの  
総合伝送速度が八・五メガビット毎秒を超えるものであつて、四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(四) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒以下のものであつて、一六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(五) 直交振幅変調技術以外のデジタル変調技術を用いたものであつて、スペクトラム効率が三ビット毎秒毎ヘルツを超えるもの

(六) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用できるもののうち、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたものであつて、干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧することができるよう設計したもの

電子式交換装置及びその附属装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次いづれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属品

イ パケットモード動作作用に設計したデータ交換装置並びにその部分品及び附属装置  
ロ データグラム方式によりパケットデータのルート指定又は交換を行うもの  
ハ 回線交換のための多重レベルの優先権及

(二) 電圧測定用の電子分光計であつて、分解能が〇・五ボルト未満であるもの  
(三) 集積回路の性能を解析するための電気試験用のもの

(一) ○・○一二八三三立方メートル毎分以上の流速で○・一マイクロメートル以下の粒子径を測定できるもの

(二) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO一四六四四九条  
一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの

輸出令別表第二の三第二号（6）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものの、一九三三ノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するようによ適化したホジ型レジストとする。

十条 輸出令別表第二の三第二号（7）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部品であつて、七〇度超の温度まで使用できるようにな設計したもの

一 信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

二 電子計算機であつて、一六以上のプロセッサを集合させることにより性能を向上させるために特に設計又は改造したもの

四 信号処理又は画像強調のための装置であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

五 第十一条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置

二 は、次のいずれかに該当するものとする。  
又は零下五四度より低い温度で使用できるよう  
うに特に設計したもの

二 伝送通信装置並びにその部分品及び附属品  
であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ デジタル技術（アナログ信号をデジタル  
信号に変換するものを含む。）を用いた裝  
置であつて、最高位多重化レベルにおいて  
四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は  
九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度  
で使用できるように設計したもの

ロ 九、六〇〇ビット毎秒を超えるデータ信  
号速度で使用できるモデル  
ハ デジタル伝送方式を用いた装置のうち、  
プログラム内蔵方式による回線の切替え能  
力を有するものであつて、一ポート当たり  
八・五メガビット毎秒を超える伝送速度で  
使用できるものを組み込んだ装置

二 次のいずれかを組み込んだ装置

(一) 三三メガビット毎秒を超える伝送速度  
で使用できるローカルエリアネットワー  
ク用の装置及びそれに関連する共通の  
媒体

(二) 通信回路側のデータ信号速度が一回線  
当たり六四キロビット毎秒を超える通信  
制御装置

ホ 次のいずれかに該当するもの  
(一) 一、〇〇〇ナノメートルを超える波長  
のレーザー光を利用するもの  
(二) アナログ伝送方式を用いたものであつ

(三) 數で動作するもの

(四) 総合伝送速度がハ・五メガビット毎秒を超えるものであつて、四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(五) 総合伝送速度がハ・五メガビット毎秒以下のものであつて、一六値を超える直交振幅変調技術以外のデジタル変調技術を用いたものであつて、スペクトラム効率が三ビット毎秒毎ヘルツを超えるもの

(六)

- 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用できるもののうち、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたものであつて、干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧することができるよう設計したもの
- 電子式交換装置及びその附属装置のデータグラム内蔵方式のものであつて、次いづれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属品
- データパケットモード動作作用に設計したデータ交換装置並びにその部分品及び附属装置のルート指定又は交換を行うもの
- ハ 回線交換のための多重レベルの優先権及びブリエンプションを設定する機能を有するもの
- 二 セルラー無線送受信機の呼を他の交換装置に自動的に切り替えるように設計したもの又は呼を複数の交換装置が共有する加入

マスク又は半導体素子の製造、修理、物理的レイアウト解析及び試験を行うことが

(一) ○・○一二八三三立方メートル毎分以上の流速で○・二マイクロメートル以下の粒子径を測定できるもの

(二) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO一四六四四一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの

九条 輸出令別表第二の三第二号（6）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するようによ最適化したホジ型レジストとする。

十条 輸出令別表第二の三第二号（7）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部品であつて、七〇度超の温度まで使用できるよう設計したもの

一 信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

二 電子計算機であつて、一六以上のプロセッサを集合させることにより性能を向上させるために特に設計又は改造したもの

四 信号処理又は画像強調のための装置であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

五 第十一条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置

六 複数のデジタル電子計算機又はその附属装置の間でデータを転送するように特に設計し置の間でデータを転送するように特に設計し

は、次のいずれかに該当するものとする。  
通信装置であって、一二四度を超える温度又は零下五四度より低い温度で使用できる上うに特に設計したもの

二 伝送通信装置並びにその部品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ デジタル技術(アナログ信号をデジタル信号に変換するものを含む。)を用いた装置であつて、最高位多重化レベルにおいては四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用できるように設計したもの

ロ 九、六〇〇ビット毎秒を超えるデータ信号速度で使用できるモデル

ハ デジタル伝送方式を用いた装置のうち、プログラム内蔵方式による回線の切替え機能を有するものであつて、一ポート当たり八・五メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるもの

ニ 次のいずれかを組み込んだ装置

(一) 三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるローカルエリアネットワーク用の装置及びそれに関連する共通の媒体

(二) 通信回路側のデータ信号速度が一回線当たり六四キロビット毎秒を超える通信制御装置

ホ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一、〇〇〇ナノメートルを超える波長のレーザー光を利用するもの

(二) アナログ伝送方式を用いたものであつて、帯域幅が四五メガヘルツを超えるもの

(三) 数で動作するもの

(四) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒を超えるものであつて、四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(五) 総合伝送速度が八・五メガビット毎秒以下のものであつて、一六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(六) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用できるもののうち、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたものであつて、干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧することができるよう設計したもの及び附属品

電子式交換装置及びその附属装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次にいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属品

ハ 回線交換のための多重レベルの優先権及びパリエンプションを設定する機能を有するもの

二 セルラー無線送受信機の呼を他の交換装置に自動的に切り替えるように設計したもの又は呼を複数の交換装置が共有する加入者データベースへ自動的に接続するよう設計したもの



(二) 平均出力が五〇ワットを超えるもの  
ロ 多重横モードで発振するものであつて、  
次のいずれかに該当するもの  
(一) ウォールプレグ効率が一八パーセント  
を超えるものであつて、平均出力が三〇  
ワットを超えるもの

(二) 平均出力が五〇〇ワットを超えるもの  
ロ 波長可変レーザー発振器以外のレーザー発  
振器であつて、一、四〇〇ナノメートル超  
一、五五五ナノメートル以下の波長範囲で使  
用するように設計したもののうち 次のいず  
れかに該当するもの  
イ 一パルス当たり一〇〇ミリジュールを超  
えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が  
一ワットを超えるもの  
ロ 平均出力又は持続波の定格出力が一ワツ  
トを超えるもの

七 自由電子レーザー発振器

**第二十条** 輸出令別表第二の三第一号（17）に  
掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも  
のは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 磁力計であつて、感度（帯域周波数の平方  
根当たりで表した実効値をいう。）が一・〇  
ナノテスラ未満のもの  
二 超電導材料を用いた部分品（ジョセフソン  
効果素子又は超電導量子干渉素子を含む。）  
を有するセンサーであつて、次のイからハま  
での全てに該当するもの  
イ 当該部分品を使用する超電導材料の臨界  
温度より低い温度で使用することができる  
ようくに設計したもの  
ロ 一キロヘルツ以下の周波数の電磁場の変  
動を検出できるようくに設計したもの  
ハ 次のいずれかに該当するもの  
(一) 最小線幅が二マイクロメートル未満の  
薄膜超電導量子干渉素子を組み込んだも  
のであって、入出力回路を有するもの  
(二) 磁場の変動速度が一秒につき一、〇〇  
〇、〇〇〇磁束量子を超える場合に使用  
できるようくに設計したもの  
(三) 磁気遮蔽を用いずに、地球磁場中で使  
用できるようくに設計したもの  
(四) 温度係数が温度一度当たり〇・一磁束  
量子未満のもの

第一二十一條 輸出令別表第二の三第二号（18）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、地上用の重力計であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 静止状態における測定精度の絶対値が〇マイクロガル未満のもの

二 ウオルドン型のもの

第二十二条 輸出令別表第二の三第二号（19）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のレーダー装置及びその部分品

二 宇宙用のレーザーレーダー（ライダーを含む。）であつて、測量用又は気象観測用に特に設計したもの

三 回転翼航空機のために特に設計したミリ波の拡張型ビジョンレーダー撮像システムであつて、次のイからニまでの全てに該当するもの

イ 動作周波数が九四ギガヘルツのもの

ロ 平均出力が二〇ミリワット未満のもの

ハ レーダーのビーム幅が一度のもの

ニ 動作範囲が一、五〇〇メートル以上のもの

第三十三条 輸出令別表第二の三第二号（20）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 地震波を検知する装置（三に該当するものを除く。）

二 放射線による影響を防止するように設計したテレピカメラ

三 地震波を検知及び分類し、震源の位置を判定するシステム

第二十四条 輸出令別表第二の三第二号（21）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品並びにこれらの部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 自由電子レーザー発振器用の磁気ウイグランを製造、試験又は検査するためのもの

二 自由電子レーザー発振器用のフォトインジエクターを製造、試験又は検査するためのもの

三 自由電子レーザー発振器の縦方向の磁場を調整するためのもの

第一 ビート長が五〇〇ミリメートル未満になる  
ように改質した光検出器用の光ファイバー  
二 光検出器の材料となる物質であつて、亜鉛  
含有量がモル比で六パーセント以上のもの  
第二十六条 輸出令別表第二の三第二号（23）  
に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める  
ものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 ふつ化物であつて、次のいずれかに該当す  
るもの  
イ ふつ化化合物であつて、純度が九九・九  
九九パーセント以上のもの  
ロ 貨物等省令第九条第十六号ト（一）に該  
当する化合物から形成したふつ化物ガラス  
二 第十九条第二号に該当する光ファイバーの  
ブリフォームであつて、ふつ化物の純度が九  
九・九九九パーセント以上のもの  
第三十七条 輸出令別表第二の三第二号（24）  
に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める  
ものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオ  
ニクス装置並びにこれらの部品とする。  
第二十八条 輸出令別表第二の三第二号（25）  
に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める  
ものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験  
装置、検査装置及び製造用の装置とする。  
第二十九条 輸出令別表第二の三第二号（26）  
に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める  
ものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 水中用の観測装置であつて、次のいずれか  
に該当するもの  
イ 潜水艇に搭載して遠隔操作ができるよう  
に特に設計又は改造したカメラ、照明裝  
置、表示装置及び伝送通信装置から構成さ  
れるテレビジョン装置であつて、空気中で  
計測された解像度が五〇〇本を超えるもの  
ロ 水中用のテレビカAMERAであつて、空気中  
で計測された解像度が七〇〇本を超える  
もの  
二 水中用に特に設計又は改造した、幅が三五  
ミリメートル以上のフィルムを用いる静止シ  
ネマ撮影する写真機であつて、オートフォーカ  
ス機能又はリモートフォーカス機能を有する  
もの  
三 水中用に特に設計又は改造したストロボ  
を用いた照明装置であつて、一回のフラッシュ  
ユ当たりのエネルギーが三〇〇ジュールを超  
えるもの



二 前号に該当する冷却装置の附屬装置及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ パルスチュープ  
ロ クライオスタット  
ハ デュワー瓶  
ニ ガスハンドリングシステム  
ホ ポンプ  
ヘ 圧縮機  
制御ユニット

**第四十四条** 輸出令別表第一の三第二号（41）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

**第四十五条** 輸出令別表第二の三第二号（42）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

**第四十六条** 輸出令別表第二の三第二号（43）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。  
 一 数値制御を行うことができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二つ以上、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの（前号に該当するものを除く。）  
 イ 輪郭制御をすることができる軸数が二以上上のもの  
 ロ 國際規格 ISO-2310-1(ISO-6)  
 で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が次のいずれかに該当するもの  
 (一) フライス削りをすることができる工作機械であつて、位置決め精度が○・○一五ミリメートル未満のもの  
 (二) フライス削りをすることができる工作機械であつて、位置決め精度が○・○一五ミリメートル未満のもの  
 (三) 研削をすることができる工作機械であつて、位置決め精度が○・○一五ミリメートル未満のもの

ができるものに限る) であつて、輪郭制御装置を取扱うことができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの(前二号に該当するものを除く)。

ができるものに限る。) であつて、輪郭制御をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次いづれかに該当するもの(前二号に該当するものを除く。)

イ 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御することができる軸数が二以上のものうち、次いづれかに該当するもの

(一) 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルを有するもの

(二) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向の振れが○・○○六ミリメートル未満のもの

(三) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向の振れが○・○○六ミリメートル未満のもの

(四) 國際規格 I S O 二三〇／二(工作機械の試験通則第二部)四・三、四で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が○・○○一度未満のもの

ロ ワイヤ放電加工をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの

鏡面仕上げ用の工作機械(數値制御を行うことができるものを除く。)であつて、次に該当するもの及びそのために特に設計した部分品

イ シングルボイント切削工具を用いた旋盤であることができるものを除く。)であつて、次に該当するもの及びそのために特に設計した部分品

(一) 直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が測定距離三〇〇ミリメートル当たり○・〇〇〇五ミリメートル未満のもの

(二) 直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が測定距離三〇〇ミリメートル当たり○・〇〇〇四ミリメートル未満のもの

(三) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが○・〇〇〇四ミリメートル未満のもの

(四) 全移動距離における直角度が一秒未満のもの

(五) 國際規格 I S O - 三〇／一 (工作機械の試験則第一部) 五・五で定める測定の方法により測定した運動の直角度が移動距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇一ミリメートル未満のもの

ロ フライカツティングをすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが〇・〇〇四ミリメートル未満のもの

(二) 全移動距離における直角度が二秒未満のもの

口 工作機械用の数値制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 輪郭制御をすることができる軸数が四のもの

ロ 輪郭制御をすることができる軸数が二から四までのもののうち、C A Dデータを直接受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの

ハ 工作機械の軸の運動を制御するための回路素子又は集積回路を組み込んだ組立品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 輪郭制御をすることができる軸数が五以上上のもの

ロ 次のいずれかに該当する方法によつて、加工中に工具経路、送り速度又はスピンドルデータを修正するために内部データを実時間で処理することができるもの

(一) 計測サイクル及びソースデータへのアクセスにより、二軸以上の加工を行うためのパートプログラムデータを自動的に計算し、及び修正する方法

(二) 測定された複数の物理変数及び加工命令を変更するための計算モデルによる処理を用いることにより、工程を最適化する適応制御による方法

ハ C A Dデータを受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの

**第四十七条** 輸出令別表第二の三第二号（44）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 クローキング又は適応型の迷彩に用いられる材料  
二 高エントロピー合金  
三 ホイスラー化合物  
四 キタエフ材料（キタエフ量子スピニ液体を含む。）

**第四十八条** 輸出令別表第二の三第一号（45）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 印刷方式に用いられるもの  
二 有機エレクトロニクスに用いられるもの

**第四十九条** 輸出令別表第二の三第二号（46）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにそれに使用するよう特に設計された部分品及び附属品とする。

**第五十条** 輸出令別表第二の三第一号（47）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供する警棒及びこれを類するもの（こん棒及びトンファーを含む。）並びにむちとする。

**第五十一条** 輸出令別表第二の三第二号（48）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに使用するよう特に設計した部分品とする。

**第五十二条** 輸出令別表第二の三第二号（49）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供するものであつて、次のいずれかに該当するもの並びにそれに使用するよう特に設計した部分品及び附属品とする。

一 手錠  
二 拘束衣  
三 手かせ  
四 足かせ

**第五十三条** 輸出令別表第二の三第二号（50）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 破碎流体

第三二 破碎流体の添加剤(プロパントを含む。)  
第五十五条 輸出令別表第二の三第二号(52)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 ホットセル  
二 放射性物質の取扱いに適したグローブボックス  
第五十六条 輸出令別表第二の三第二号(53)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 催眠剤(容器に入れた正味重量が二〇グラム以下のものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの。  
イ クロロベンザルマロノニトリルの含有量が全重量の一%以下のもの  
ロ クロロアセトフェノンの含有量が全重量の一%以下のもの  
二 くしやみ剤(容器に入れた正味重量が人五・〇五グラム以下のものを除く。)  
三 発煙弾及びその部分品  
四 手りゅう弾及びその部分品  
五 炮弾及びその部分品  
六 爆薬  
七 発煙筒その他の火工品及びその部分品(軍用及び民生用の両方に用いられるものに限る。)  
第五十七条 輸出令別表第二の三第二号(54)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、指紋の採取に用いられるものであつて、次のいずれかに該当するものとする。  
一 粉末  
二 染料  
三 インク  
第五十八条 輸出令別表第二の三第二号(55)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。  
一 個人用の線量計  
二 鉱業、採石業、農業、医薬品製造業、医療業、獸医業、環境計量証明業、廃棄物処理業、食料品製造業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置  
第五十九条 輸出令別表第二の三第二号(51)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、装置として用いられる環状の磁石とする。

**第五十九条** 輸出令別表第一の三第二号（56）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 放射線の探知、監視又は測定のための装置

二 放射線写真用の装置

三 電気業用に設計したプロセス制御装置

四 フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置であつて、冷却能力が連続的に二九・三キロワット以上のもの

五 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

**第六十一条** 輸出令別表第一の三第二号（58）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次の各号の全てに該当する複合材料に用いられる繊維とする。

一 比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートル以上のも

二 比強度が七六、二〇〇メートル以上のもの

**第六十二条** 輸出令別表第一の三第二号（59）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ワクチンであつて、貨物等省令第二条の二第一項に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの及びこれらに対しても免疫の効果を得させるために設計したもの

二 免疫毒素であつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号若しくは第四号に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの

三 医療製品であつて、次のいずれかを含有するもの

イ 貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するもの（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシンを除く。以下口において同じ。）であつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシンを除く。以下口において同じ。）に該当するもの、サキシトキシン若しくはサトウ

リシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。次号ハにおいて同じ。)であつて、同項第三号に該当するもの、サキシトキシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素である。(前号に該当するものを除く。)

イ ボツリヌス毒素又はそのサブユニット  
ロ コノトキシン又はそのサブユニット

ハ 遺伝子を改変した生物であつて、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこれらサブユニットを有するもの。

五 第六十三条 輸出令別表第二の三第二号(60)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 石油の掘削のために特別に設計された成形炸薬(單一軸方向に作用し、一回のみ使用できるものに限る。)であつて、爆発により穴を開けるもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの。

イ 輸出令別表第一の一の項(二)、(三)若しくは(四)又は貨物等省令第三条第七号、第四条第十六号若しくは第十三条第一項若しくは第二項に該当する貨物(以下「エネルギー源となる物質」という。)を調合したもの。

ロ 均一に成形された円すい形のライナーを有するものであつて、その開先の角度が九〇度以下のもの。

ハ ○・○一キログラム超○・○九キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの。

三 石油の掘削のために特別に設計された成形炸薬であつて、○・○一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの。

四 石油の掘削及び導水管であつて、一メートル当たり○・〇六四キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの。

四 ○ 作動薬包であつて、爆燃性の物質中に、  
五 物質を含有するもの  
六 ○・七キログラム以下のエネルギー源となる  
ロググラム及びその組立品であつて、○・○一キ  
ログラム以下のエネルギー源となる物質を含  
有するもの  
七 雷管及びその組立品であつて、○・○一五キログラ  
ム以下のエネルギー源となる物質を含有する  
もの  
八 充填又は圧填により成形された市販の伝爆  
薬（ブースター）であつて、一キログラム以  
下のエネルギー源となる物質を含有するもの  
九 市販かつ既製のスラリー爆薬及びエマルシ  
ヨン爆薬であつて、一〇キログラム以下のエ  
ネルギー源となる物質を含有し、かつ、当該  
物質の含有率が重量比で三五パーセント以下  
のもの  
十 カッター及び切断具であつて、三・五キロ  
グラム以下のエネルギー源となる物質を含有  
するもの  
十一 火工品のうち、民生用途のために設計し  
たものであつて、三キログラム以下のエネル  
ギー源となる物質を含有するもの  
十二 市販の爆薬及び火工品であつて、一キロ  
グラム以下のエネルギー源となる物質を含有  
するもの（前各号に掲げるものを除く。）  
十三 気体の三ふつ化窒素

第六十四条 輸出令別表第二の三第二号（6-1）  
に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める  
ものは、次のいずれかに該当するものとする。  
一 貨物等省令第二条第一項第三号又は第三号  
に該当する化学物質を含む混合物であつて、  
次のいずれかに該当するもの  
イ 貨物等省令第二条第一項第三号へ、リカ  
ラルまで、ヨ又はタに該当する化学物質の  
含有率が重量比で一〇パーセント以下の  
もの  
ロ 次のいずれかに該当する化学物質の含有  
率が重量比で三〇パーセント以下の混合物  
(一) 貨物等省令第二条第一項第一号に該当  
する化学物質  
(二) 貨物等省令第二条第一項第三号レから  
才まで又はヤに該当する化学物質

二 貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 貨物等省令第二条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一パーセント以下のもの

ロ 貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又はヲからカまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下るもの

ハ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下ものの混合物

(一) 貨物等省令第二条第一項第二号ニからトまでのいずれかに該当する化学物質

(二) 貨物等省令第二条第一項第三号クに該当する化学物質

三 医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキットであつて、貨物等省令第一条第一項各号に該当する化学物質を含有するもの

第六十五条 輸出令別表第二の三第二号(62)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ボリアリーレンエーテルケトンであつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 ボリエーテルエーテルケトン

二 ボリエーテルケトン

三 ポリエーテルケトン

四 ポリエーテルケトンエーテルケトン

第六十六条 輸出令別表第二の三第二号(63)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 硬化鋼又はタンクスステンカーバイドで構成された精密玉軸受で直径三ミリメートル以上に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

二 モネル製の板

三 濃度が二〇重量パーセント以上の硝酸

四 ふつ素

五 アルファ線を放出する放射線核種

第六十七条 輸出令別表第二の三第二号(64)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、爆発物又は信管、雷管その他の起爆装置を自動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置（人、書類、手荷物その他個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるために装置を含む）。であつて、エックス線、電磁気その他の技術を利用したもの及びその部分品とする。

第六十八条 輸出令別表第二の三第二号(65)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、透視装置（人、書類、手荷物その他の貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又はヲからカまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下）であつて、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。

一 個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。

二 ○ギガヘルツ以下のもの

二 一〇メートルの距離における空間分解能が○・ミリラジアン以上・ミリラジアン以下のもの

第六十九条 輸出令別表第二の三第二号(66)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、軸受であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 玉軸受であつて、米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度がA B E C - 七、A B E C - 七 P、A B E C - 七 T若しくは産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格B二五一四一一号で定める精度が四級以上のもの又はこれと同様の精度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 摂氏三〇〇度超の動作温度で使用できるようには設計したもの

ロ 潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるよう特に設計したもの

二 円すいころ軸受であつて、米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度がC lass A以上のもの又はそれと同等の精度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるよう特に設計したもの

第七十条 輸出令別表第二の三第二号(67)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ステンレス鋼、銅及びニッケルの合金その他ニッケル若しくはクロムのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の一〇パーセント以上の合金鋼製の管、継手及び弁であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 管及び継手であつて、内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が三・四メガパスカル以上のもの

二 弁であつて接続部の内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が一〇・三メガパスカル以上のもの

第七十一条 輸出令別表第二の三第二号(68)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第四十六条、第七十四条から第七十六条までに掲げる貨物に使用するよう特に設計されたものであつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 管及び継手であつて、内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が三・四メガパスカル以上のもの

二 弁であつて接続部の内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が一〇・三メガパスカル以上のもの

第七十二条 輸出令別表第二の三第二号(69)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、可搬型の発電機のうち、次のいずれかに該当するもの及びこれに使用するよう特に設計した部分品とする。

一 重量が二、二六八キログラム以下であつて、車輪付きのもの

二 最大積載量が二・五トンの自動車により運搬できるもの

第七十三条 輸出令別表第二の三第二号(70)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ベローズ弁とする。

第七十四条 輸出令別表第二の三第二号(71)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ベローズ弁とする。

第七十五条 輸出令別表第二の三第二号(72)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、歯車の製造用又は仕上げ用の機械であつて、米国歯車製造業者協会で定める精度がA G M A - 一を超える歯車の製造又は仕上げをすることができるものとする。

第七十六条 輸出令別表第二の三第二号(73)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、手動の寸法検査装置及び測定装置であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

一 測定軸の数が二以上のもの

二 いずれの測定軸においても、マイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇三を乗じて得た数値に三を加えた数値以下のもの

三 を乗じて得た数値に三を加えた数値以下のものは、ロボットであつて、プログラム又はデータの作成又は変更を行うために、一以上のセンサーから送信された情報をフィードバック制御により即時に処理することができるものとする。

四 能動型の磁気軸受システム

五 ふつ素重合体のラインニングを用いた自動調心軸受又はジャーナル滑り軸受であつて、摂氏零下五度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるよう設計したもの

六 握る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、透視装置（人、書類、手荷物その他の貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又はヲからカまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一パーセント以下のもの）であつて、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。

一 動作周波数が三〇ギガヘルツ以上三、〇〇〇〇ギガヘルツ以下のもの

二 一〇メートルの距離における空間分解能が一・ミリラジアン以上・ミリラジアン以下のもの

三 一動作周波数が三〇ギガヘルツ以上三、〇〇〇〇ギガヘルツ以下のもの

四 輸出令別表第二の三第二号(74)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ロボットであつて、プログラム又はデータの作成又は変更を行うために、一以上のセンサーから送信された情報をフィードバック制御により即時に処理することができるものとする。

五 輸出令別表第二の三第二号(75)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、油圧式の成形機、ベローズ成形用の型その他のベローズの製造用の装置とする。

六 輸出令別表第二の三第二号(76)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、手動の寸法検査装置及び測定装置である。

七 輸出令別表第二の三第二号(77)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 レーザー溶接機



十一 関税率表第三九一五・二〇号に該当するもの

十二 関税率表第三九一七・一〇号、第三九一七・二三号、第三九一七・三一号、第三九一七・三三号、第三九一七・三三号、第三九二〇・一〇号、第三九二〇・六一号、第三九二〇・六九号、第三九二〇・七三号、第三九二〇・九一号及び第三九二一・一九号に該当するもの

十三 関税率表第三九二三・九〇号に該当するもの

十四 関税率表第三九二五・二〇号に該当するもの

**第九十八条** 輸出令別表第二の三第二号の一（10）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第四〇・〇二項に該当するもの

二 関税率表第四〇・〇五項に該当するもの

三 関税率表第四〇・〇六・一〇号及び第四〇〇八・二一号に該当するもの

四 関税率表第四〇・〇九・一二号及び第四〇〇九・四一号に該当するもの

五 関税率表第四〇・一〇項に該当するもの

六 関税率表第四〇・一一・一二〇号及び第四〇一・三〇号に該当するもの

七 関税率表第四〇・一二項に該当するもの

八 関税率表第四〇・一六・九三号に該当するもの

**第九十九条** 輸出令別表第二の三第二号の一（1）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第四〇・〇七項及び第四〇〇八・一〇号に該当するもの

二 関税率表第四〇・一一・一三号及び第四〇一・九四号に該当するもの

三 関税率表第四〇・一二項に該当するもの

四 関税率表第四〇・一六項に該当するもの

五 関税率表第四〇・一八・四〇号及び第四〇一・七九号に該当するもの

**第一百条** 輸出令別表第二の三第二号の一（1）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四〇・〇三項及び第四〇一〇四項に該当するものとする。

二・二〇号及び第三九一二・九〇号に該当するもの

十一 関税率表第三九一五・二〇号に該当するもの

二 関税率表第四七・〇五項に該当するもの  
三 関税率表第四七・〇五項に該当するもの  
四 関税率表第四七・〇六項に該当するもの  
五 関税率表第四七・〇七項に該当するもの  
**第一百二条** 輸出令別表第一の三第二号の二（一  
4）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定  
めるものは、次に掲げるものとする。  
一 関税率表第四八〇一・一〇号、第四八〇  
二・四〇号、第四八〇二・五八号及び第四八  
〇二・六一号に該当するもの  
二 関税率表第四八・〇四項に該当するもの  
三 関税率表第四八・〇五項に該当するもの  
四 関税率表第四八・〇六項に該当するもの  
五 関税率表第四八・〇七項に該当するもの  
六 関税率表第四八・〇八項に該当するもの  
七 関税率表第四八・〇九項に該当するもの  
八 関税率表第四八・一〇項に該当するもの  
九 関税率表第四八・一一項（第四八一一・四  
一号及び第四八一一・四九号を除く。）に該  
当するもの  
十 関税率表第四八一四・九〇号に該当する  
もの  
十一 関税率表第四八一九・二〇号に該当する  
もの  
十二 関税率表第四八・一二項に該当するもの  
十三 関税率表第四八・一二三項に該当するもの  
**第一百三条** 輸出令別表第一の三第二号の二（一  
5）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定  
めるものは、関税率表第四九・〇六項に該当す  
るものとする。  
**第一百四条** 輸出令別表第一の三第二号の二（一  
6）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定  
めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五  
一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二  
項に該当するものとする。  
**第一百五条** 輸出令別表第一の三第二号の二（一  
7）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定  
めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五二  
〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五  
二・一二項に該当するものとする。  
**第一百六条** 輸出令別表第一の三第二号の二（一  
8）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定  
めるものは、関税率表第五三・〇八項に該当す  
るものとする。

二 関税率表第五四〇一・六三号に該当するもの

三 関税率表第五四〇一・六三号に該当するもの

四 関税率表第五四〇一・六三号に該当するもの

五百八条 輸出令別表第一の三第二号の二(2)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第五五・○一項に該当するもの

二 関税率表第五五・○二項に該当するもの

三 関税率表第五五・○三項、第五五・○六項、第五五・一一号及び第五五一二・九九号に該当するもの

四 関税率表第五五〇四・九〇号、第五五・〇七項及び第五五・一六項に該当するもの

五百九条 輸出令別表第一の三第二号の二(2)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第五六〇一・二九号及び第五六〇一・三〇号に該当するもの

二 関税率表第五六・〇四項に該当するもの

三 関税率表第五六・〇五項に該当するもの

四 関税率表第五六〇七・四一号に該当するもの

五百十一条 輸出令別表第一の三第二号の二(2)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第五九・〇一項に該当するもの

二 関税率表第五九・〇五項に該当するもの

三 関税率表第五九・〇八項に該当するもの

四 関税率表第五九・一〇項に該当するもの

五百十二条 輸出令別表第一の三第二号の二(2)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第五九・一・一〇項に該当するもの

二 関税率表第五九・一一項(第五九一一・二六〇・〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものとする)に該当するもの

五百十三条 輸出令別表第一の三第二号の二(2)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものとす。

るものとする。

**第一百四十四条** 輸出令別表第二の三第二号の二（26）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第六八〇二・九二号に該当するもの

二 関税率表第六八〇四・一二三号に該当するもの

三 関税率表第六八・〇六項に該当するもの

四 関税率表第六八・〇七項に該当するもの

五 関税率表第六八〇九・一九号に該当するもの

六 関税率表第六八一〇・九一号に該当するもの

七 関税率表第六八・一一項に該当するもの

八 関税率表第六八・一二項に該当するもの

九 関税率表第六八一四・九〇号に該当するもの

**第一百十五条** 輸出令別表第二の三第二号の二（27）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第六九・〇一項に該当するもの

二 関税率表第六九〇四・一〇号に該当するもの

三 関税率表第六九・〇五項に該当するもの

四 関税率表第六九・〇六項に該当するもの

五 関税率表第六九〇七・一二号及び第六九〇七・四〇号に該当するもの

六 関税率表第六九〇九・九〇号に該当するもの

**第一百六十六条** 輸出令別表第二の三第二号の二（28）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七〇・〇二項に該当するもの

二 関税率表第七〇・〇三項に該当するもの

三 関税率表第七〇・〇四項に該当するもの

四 関税率表第七〇・〇五項に該当するもの

五 関税率表第七〇・〇七・一号及び第七〇・七二九号に該当するもの

六 関税率表第七〇・一一・一〇号に該当するもの

**第一百七十七条** 輸出令別表第二の三第二号の二（29）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七一〇二・九二号に該当するもの

二 関税率表第七一・〇七項、第七二・〇八項、第七三・〇九項、第七四・一〇項、第七五・一〇項、第七六・一一項、第七七・一二項、第七八・一三項、第七九・一四項、第七十・一五項、第七十一・一六項、第七十二・一七項、第七十三・一八項、第七十四・一九項に該当するもの

三 関税率表第七二・一八項、第七三・一九項、第七四・二〇項、第七五・二一項、第七六・二二項、第七七・二三項、第七八・二四項、第七九・二五項、第七十・二六項及び第七一二・二九・九〇号に該当するもの

四 関税率表第七二・二八項に該当するもの

**第一百八条** 輸出令別表第二の三第二号の一(30)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七三・一〇号に該当するもの

二 関税率表第七三〇・一・二〇号に該当するもの

三 関税率表第七三〇・一・二二号に該当するもの

四 関税率表第七三・〇八項に該当するもの

五 関税率表第七三・〇九項に該当するもの

六 関税率表第七三・一〇項に該当するもの

七 関税率表第七三・一一項に該当するもの

八 関税率表第七三・一四・一二号に該当するもの

九 関税率表第七三・一八・二四号に該当するもの

十 関税率表第七三・一〇・一二〇号に該当するもの

十一 関税率表第七三・三二・九〇号に該当するもの

一二 関税率表第七三・三四・二九号に該当するもの

**第一百十九条** 輸出令別表第二の三第二号の二(31)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七四・〇七項、第七四・〇八項及び第七四・〇九項に該当するもの

二 関税率表第七四・一一・二九号に該当するもの

三 関税率表第七四・一五・二一号に該当するもの

第一百二十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七五・〇五項及び第七五・〇六項に該当するもの

二 関税率表第七五・〇七項に該当するもの

三 関税率表第七五・〇八項に該当するもの

第一百二十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七六・〇五項に該当するもの

二 関税率表第七六・〇六・九二号に該当するもの

三 関税率表第七六〇七・一二〇号に該当するもの

四 関税率表第七六・一〇項に該当するもの

五 関税率表第七六・一一項に該当するもの

六 関税率表第七六・一二項に該当するもの

七 関税率表第七六・一三項に該当するもの

八 関税率表第七六一六・一〇号に該当するもの

第一百二十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

第一百二十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

第一百二十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(36)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第一百二十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号、第八一・〇九項、第八一一二・四一号及び第八一二・四九号に該当するものとする。

一 関税率表第八一二〇一・一二〇号に該当するもの

七・六〇号及び第八一〇七・九〇号に該当するもの  
四 関税率表第八二・一〇八項に該当するもの  
一・七〇号に該当するもの  
五 関税率表第八三〇二・三〇号に該当するもの  
六 関税率表第八三・一〇七項に該当するもの  
七 関税率表第八三・一〇九項に該当するもの  
(39)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 関税率表第八四・一二項に該当するもの  
二 関税率表第八四・一二四項に該当するもの  
三 関税率表第八四・一二五項に該当するもの  
四 関税率表第八四・一二六項に該当するもの  
五 関税率表第八四・一二七項に該当するもの  
六 関税率表第八四・一二八項に該当するもの  
七・二一号、第八四〇七・二九号、第八四・一八〇八項及び第八四・一〇九項(第八四〇九・九一号を除く。)に該当するもの  
八 関税率表第八四・一二項に該当するもの  
九 関税率表第八四・一二三項に該当するもの  
十 関税率表第八四・一二四・一〇号及び第八四一二・九〇号に該当するもの  
十一 関税率表第八四・一二五・八三号に該当するもの  
十二 関税率表第八四・一二六項に該当するもの  
十三 関税率表第八四・一二七項に該当するもの  
十四 関税率表第八四・一二八・六九号に該当するもの  
十五 関税率表第八四・一二九・一九号、第八四・一二九・六〇号、第八四・一二九・五〇号、第八四・一二九・九〇号に該当するもの  
十六 関税率表第八四・一二〇・九九号に該当するもの  
十七 関税率表第八四・一二一項に該当するもの  
十八 関税率表第八四・一二二項並びに第八四・一二四・九〇号に該当するもの  
十九 関税率表第八四・一二五・一一号及び第八四・一二五・三二号に該当するもの  
二十 関税率表第八四・一二六項並びに第八四・一二四・一号及び第八四・一二三・四九号(第八

四・二六項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。)に該当するもの

二十一 関税率表第八四・二七項及び第八四三  
一一・二〇号に該当するもの

二十二 関税率表第八四・二八項(第八四二  
八・一〇号、第八四二八・四〇号及び第八四  
二八・六〇号を除く。)及び第八四三一・三  
九号に該当するもの

二十三 関税率表第八四・二九項並びに第八四  
三一・四一号及び第八四三一・四九号(第八  
四・二九項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。)に該当するもの

二十四 関税率表第八四・三〇項及び第八四三  
一・四三号並びに第八四三一・四一号及び第  
八四三一・四九号(第八四・三〇項の機械に専  
ら又は主として使用する部分品に係るものに限  
る。)に該当するもの

二十五 関税率表第八四三九・一〇号及び第八  
四三九・三〇号に該当するもの

二十六 関税率表第八四四〇・九〇号に該当す  
るもの

二十七 関税率表第八四四一・三〇号に該当す  
るもの

二十八 関税率表第八四四二・四〇号に該当す  
るもの

二十九 関税率表第八四四三・一三号、第八四  
四三・一五号、第八四四三・一六号、第八四  
四三・一七号、第八四四三・一九号及び第八  
四四三・九一号に該当するもの

三十 関税率表第八四・四四項及び第八四四四  
八・二〇号並びに第八四四八・一一号及び第  
八四四八・一九号(第八四・四四項の機械の  
補助機械に係るものに限る。)に該当するもの

三十一 関税率表第八四・四八項に該当するも  
の(前号に該当するものを除く。)

三十二 関税率表第八四五一・一〇号、第八四  
五一・二九号、第八四五一・三〇号及び第八  
四五一・九〇号に該当するもの

三十三 関税率表第八四・五三項に該当する  
もの

三十四 関税率表第八四・五四項に該当する  
もの

三十五 関税率表第八四五五・二三二号及び第八  
四五五・三〇号に該当するもの

三十六 関税率表第八四・五六項及び第八四六  
六・九三号（第八四・五六項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

三十七 関税率表第八四・五七項及び第八四六  
六・九三号（第八四・五七項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

三十八 関税率表第八四・五八項及び第八四六  
六・九三号（第八四・五八項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

三十九 関税率表第八四・五九項及び第八四六  
六・九三号（第八四・五九項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

四十 関税率表第八四・六〇項及び第八四六  
六・九三号（第八四・六〇項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

四十一 関税率表第八四・六一項及び第八四六  
六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

四十二 関税率表第八四・六二項及び第八四六  
六・九四号（第八四・六二項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

四十三 関税率表第八四・六三項及び第八四六  
六・九四号（第八四・六三項の機械に専ら又  
は主として使用する部分品及び附属品に係る  
ものに限る。）に該当するもの

四十四 関税率表第八四・六四項及び第八四六  
六・九一号に該当するもの

四十五 関税率表第八四・六五項及び第八四六  
六・九二号に該当するもの

四十六 関税率表第八四六六・一〇号、第八四  
六六・二〇号及び第八四六六・三〇号に該當  
するもの

四十七 関税率表第八四・六七項に該当する  
もの

四十八 関税率表第八四・六八項に該当する  
もの

四十九 関税率表第八四・七一項に該当する  
もの

五十 関税率表第八四・七二項（第八四七二・  
九〇号を除く。）に該当するもの

五十一 関税率表第八四・七三項に該当するもの  
五十二 関税率表第八四・七四項に該当するもの  
五十三 関税率表第八四・七五項に該当するもの  
五十四 関税率表第八四・七七項に該当するもの  
五十五 関税率表第八四・七九項（第八四七九・二〇号、第八四七九・四〇号、第八四七九・六〇号、第八四七九・七一号、第八四七九・七九号及び第八四七九・八三号を除く。）  
五十六 関税率表第八四・八〇項に該当するもの  
五十七 関税率表第八四・八一項（第八四八一・八〇号及び第八四八一・九〇号を除く。）に該当するもの  
五十八 関税率表第八四・八二項に該当するもの  
五十九 関税率表第八四・八三項に該当するもの  
六十 関税率表第八四・八四項に該当するもの  
六十一 関税率表第八四・八五項に該当するもの  
六十二 関税率表第八四・八六項に該当するもの  
六十三 関税率表第八四・八七項に該当するもの  
第一百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二（40）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 関税率表第八五・〇一項、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの  
二 関税率表第八五・〇四項に該当するもの  
三 関税率表第八五・〇五項に該当するもの  
四 関税率表第八五・〇六項に該当するもの  
五 関税率表第八五・〇七項に該当するもの  
六 関税率表第八五・一項に該当するもの  
七 関税率表第八五・一二・二〇号及び第八五一・九〇号に該当するもの  
八 関税率表第八五・一四項に該当するもの  
九 関税率表第八五・一五項に該当するもの  
十 関税率表第八五・一六・八〇号に該当するもの  
十一 関税率表第八五一七・六一号、第八五一七・六二号、第八五一七・六九号、第八五一七・六九号及び第八五一七・六九号を除く。）

七・七一号及び第八五一七・七九号に該当するもの

十二 関税率表第八五二三・五一号に該当するもの

十三 関税率表第八五・二五項及び第八五・二九項（第八五・二五項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十四 関税率表第八五・二六項及び第八五・二九項（第八五・二六項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十五 関税率表第八五二七・一一号及び第八五・二五・二九項（第八五・二七項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十六 関税率表第八五二八・四九号及び第八五・二九項（第八五・二八項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十七 関税率表第八五・二九項（第八五・二四项の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十八 関税率表第八五・三〇項に該当するもの

十九 関税率表第八五・三二項（第八五三二・二三号及び第八五三一・二五号を除く。）に該当するもの

二十 関税率表第八五・三三項（第八五三三・一〇号、第八五三三・三一号及び第八五三三・三九号を除く。）に該当するもの

二十一 関税率表第八五・三四項に該当するもの

二十二 関税率表第八五・三五項、第八五三六・四一号、第八五三六・四九号、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十三 関税率表第八五三七・一〇号及び第八五三八・一〇号並びに第八五三八・九〇号（第八五三九・三九号、第八五三九・四一号、第八五三九・五一号及び第八五三九・五二号に該当するもの）に該当するもの

二十四 関税率表第八五三九・二九号、第八五三九・三九号、第八五三九・四一号、第八五三九・五一号及び第八五三九・五二号に該当するもの

二十五 関税率表第八五・四〇項に該当するもの  
二十六 関税率表第八五・四一項に該当するもの  
二十七 関税率表第八五・四二項に該当するもの  
二十八 関税率表第八五四三・一〇号、第八五四三・二〇号及び第八五四三・三〇号に該当するもの  
二十九 関税率表第八五・四四項（第八五四四・一九号、第八五四四・二〇号及び第八五四四・四二号を除く。）に該当するもの  
三十 関税率表第八五四五・二〇号に該当するもの  
三十一 関税率表第八五・四七項に該当するもの  
三十二 関税率表第八五・四八項に該当するもの  
三十三 関税率表第八五・四九項に該当するもの  
三百二十九条 輸出令別表第一の三第二号の二（41）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 関税率表第八六・〇二項に該当するもの  
二 関税率表第八六・〇四項に該当するもの  
三 関税率表第八六・〇六項に該当するもの  
**第一百三十条** 輸出令別表第二の三第二号の二（42）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 関税率表第八七〇一・一二一号、第八七〇一・一二二号、第八七〇一・一三一号、第八七〇一・三四号及び第八七〇一・三〇号に該当するもの  
二 関税率表第八七・〇三項に該当するもの（次のイからハまでのいづれかに該当するものを除く。）  
イ 関税率表第八七〇三・一二号、第八七〇三・二二号又は第八七〇三・三一号  
ロ 関税率表第八七〇三・一二三号（シリンドラーハー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）  
ハ 関税率表第八七〇三・三三二号（シリンドラーハー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）  
三 関税率表第八七・〇四項（第八七〇四・二一号に該当するものであつて、シリンドラー容

積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものを除く。)に該当するもの

四 関税率表第八七・〇五項に該当するもの

五 関税率表第八七〇九・九〇号に該当するもの

六 関税率表第八七一六・二〇号、第八七一六・三九号及び第八七一六・九〇号に該当するもの

**第一百三十一条** 輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八八・〇一項及び第八八・〇七項(第八八・〇一項の物品の部分品に係るものに限る。)に該当するもの

二 関税率表第八八・〇二項及び第八八・〇七項(第八八・〇二項の物品の部分品に係るものに限る。)に該当するもの

三 関税率表第八八・〇四項に該当するもの

四 関税率表第八八・〇五項に該当するもの

五 関税率表第八八・〇六項及び第八八・〇七項(第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。)に該当するもの

六 関税率表第八八・〇七項(第八八・〇七項に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項及び第八九・〇五項(第八九・〇五・一〇号を除く。)に該当するものとする。

**第一百三十二条** 輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項及び第八九・〇五項(第八九・〇五・一〇号を除く。)に該当するものとする。

**第一百三十三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第九〇〇一・一〇号に該当するもの

二 関税率表第九〇〇一・一一号及び第九〇〇二・一九号に該当するもの

三 関税率表第九〇〇一・〇五項に該当するもの

四 関税率表第九〇〇一・一〇号に該当するもの

五 関税率表第九〇〇一・〇七項に該当するもの

六 関税率表第九〇〇一・一〇項に該当するもの

七 関税率表第九〇〇一・一三項に該当するもの

八 関税率表第九〇〇一・一四項に該当するもの

九 関税率表第九〇〇一・一五項に該当するもの

十 関税率表第九〇〇一・二四項に該当するもの

十一 関税率表第九〇〇一二五・一九号及び第九〇一二五・九〇号に該当するもの

十二 関税率表第九〇〇一・二六項に該当するもの

十三 関税率表第九〇〇一・二七項に該当するもの

第百三十四条 輸出令別表第二の三第二号に該当するもの（46）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第九四〇一・一〇号及び第九四〇二・二〇号に該当するもの
- 二 関税率表第九四〇三・三〇号に該当するもの
- 三 関税率表第九四・〇六項に該当するもの

第百三十五条 輸出令別表第二の三第二号の二（47）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第九六・〇六項に該当するもの
- 二 関税率表第九六〇八・九一号に該当するもの
- 三 関税率表第九六一二・一〇号に該当するもの

第百三十六条 輸出令別表第二の三第二号に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第二二・〇三項、第二二・〇四項（第二二〇四・一二号及び第二二〇四・三〇号を除く）、第二二・〇五項、第二二・〇六項（第二二〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第百三十七条 輸出令別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第二四・〇二項（第二四〇二・一二〇号を除く。）に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第百三十八条 輸出令別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第三三・〇三項、第三三・〇四項（第三三〇四・三〇号を除く。）及び第三三〇七・九〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十条 輸出令別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第四二・〇一項（第四二〇二・九十五十六十七三二・八一号に該当するもの（46）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第九〇三一・一〇号及び第九〇三二・八一号に該当するもの
- 二 関税率表第九四〇一・一〇号及び第九四〇二・二〇号に該当するもの
- 三 関税率表第九四・〇六項に該当するもの

第百三十九条 輸出令別表第二の三第二号に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第四二・〇一項（第四二〇二・九十五十六十七三二・八一号に該当するもの（46）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第九〇三一・一〇号及び第九〇三二・八一号に該当するもの（46）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 二 関税率表第九四〇一・一〇号及び第九四〇二・二〇号に該当するもの
- 三 関税率表第九四・〇六項に該当するもの

二号を除く。) 及び第四二〇三・四〇号に該当するもの (四万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十二条** 輸出令別表第二の三第三号ヘに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四三・〇三項に該当するもの (四万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十三条** 輸出令別表第二の三第三号トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五七類 (第五七〇二・四九号を除く。) に該当するもの (四万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十四条** 輸出令別表第二の三第三号チに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六一・一〇・三〇号、第六一・一二項、第六二〇六・一〇号、第六二一一・一二号から第六二一一・二〇号まで、第六二二三・九〇号、第六二一四・一〇号及び第六二二五・一〇号に該当するもの (十万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十五条** 輸出令別表第二の三第三号リに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六四〇一・九二号、第六四・〇二項 (第六四〇二・二〇号及び第六四〇二・九一号を除く。) 第六四・〇三項、第六四・〇四項 (第六四〇四・一九号を除く。) 及び第六四〇五・一〇号に該当するもの (十万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十六条** 輸出令別表第二の三第三号ヌに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六五〇六・九九号に該当するもの (十万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十七条** 輸出令別表第二の三第三号ルに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六九・一一項及び第六九・一四項に該当するもの (十万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十八条** 輸出令別表第二の三第三号ヲに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七〇一・三・二二号、第七〇一一号及び第七〇一三・三三号、第七〇一三・四一號及び第七〇一三・九一号に該当するもの (四万円を超えるものに限る。) とする。

**第一百四十九条** 輸出令別表第一の三第三号ワに掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第七一・〇一項、第七一〇二・一〇号、第七一・〇三項、第七一〇四・九一号、第七一・〇六項（第七一〇六・一〇号を除く。）、第七一〇八・一三号、第七一・一三項、第七一・一四項（第七一・一四・一一号を除く。）、第七一・五・九〇号及び第七一・一六項に該当するもの（金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

**第一百五十条** 輸出令別表第二の三第三号カに掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八四〇七・一二号、第八四〇七・二九号、第八四〇八・一〇号及び第八四〇九・九一号（船舶推進用エンジンに使用する部品に限る。）に該当するもの（百三十万円を超えるものに限る。）

二 関税率表第八四七一・三〇号に該当するもの（四十万円を超えるものに限る。）

**第一百五十一条** 輸出令別表第二の三第三号ヨに掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八七・〇三項に該当するもの（六百万円を超えるものに限る。）

二 関税率表第八七・〇六項（乗用自動車用のものに限る。）及び第八七〇七・一〇号に該当するもの（二百万円を超えるものに限る。）

三 関税率表第八七・一一項（第八七一一・一〇号を除く。）に該当するもの（六十万円を超えるものに限る。）

四 関税率表第八七一・一〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）

**第一百五十二条** 輸出令別表第二の三第三号タに掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第九一・〇一〇項に該当するもの（四十万円を超えるものに限る。）とする。

**第一百五十三条** 輸出令別表第二の三第三号レに掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第九一・〇一項、第九一一・一〇号、第九一一・九〇号（特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同様。）又は特定金属を張った金属を使用したケースの部品に限る。）及び第九一一・一〇号に該当するもの（四十万円を超えるものに限る。）とする。

**第一百五十四条** 輸出令別表第二の三第三号ソに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九二〇一・二〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）とする。

**第一百五十五条** 輸出令別表第二の三第三号ツに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九七類に該当するもの（金貨その他金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

**附 則** この省令は、令和四年三月十八日から施行する。

**附 則** **（令和四年三月二九日経済産業省令第二一号）**

この省令は、令和四年四月五日から施行する。

**附 則** **（令和四年五月一三日経済産業省令第四七号）**

この省令は、令和四年五月二十日から施行する。

**附 則** **（令和四年六月一〇日経済産業省令第五二号）**

この省令は、令和四年六月十七日から施行する。

**附 則** **（令和五年九月三〇日経済産業省令第七七号）**

この省令は、令和四年十月七日から施行する。

**附 則** **（令和五年一月二七日経済産業省令第六号）**

この省令は、令和五年二月三日から施行する。

**附 則** **（令和五年三月三一日経済産業省令第二二号）**

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十号）の施行の日から施行する。

**附 則** **（令和五年八月二日経済産業省令第四〇号）**

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百五十二号）の施行の日から施行する。

**附 則** **（令和六年四月一〇日経済産業省令第三四号）抄**

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和六年政令第一百六十五号）の施行の日から施行する。